

麦類供給円滑化推進事業実施要領

制定 令和4年12月6日付け4農産第3158号
改正 令和5年4月1日付け4農産第5166号
改正 令和5年12月1日付け5農産第3226号
改正 令和7年1月15日付け6農産第3189号
農 林 水 産 省 農 産 局 長 通 知

第1 趣旨

麦類供給円滑化推進事業の実施については、麦類供給円滑化推進事業補助金交付等要綱（令和4年12月6日付け4農産第3094号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 事業の対象

第4の事業の対象は、民間流通麦促進対策実施要領（平成11年9月1日付け11食糧業第596号（企画・加食・計画）食糧庁長官通知。以下「民間流通麦要領」という。）第2の2に規定する民間流通麦のうち、同要領第4、第5及び第6の規定により取引される麦であって、次の要件を満たす麦とする。

- (1) 第4の(1)の事業については、令和6年産の麦のうち民間流通麦要領第4の2の(5)のイにより都道府県ごとに設定した一定の幅を超えた小麦、六条大麦、二条大麦及びはだか麦（以下「契約超過麦」という。）であること。
- (2) 第4の(2)の事業については、実需者等（製粉企業、精麦企業等（以下「実需者」という。）及び実需者の組織する団体をいう。以下同じ。）が購入（所有権移転）した麦であって次に掲げるものとする。
 - (i) 契約超過麦
 - (ii) 生産地の倉庫に滞留している前々年産以前の麦（以下「産地滞留麦」という。）
- (3) 上記(1)及び(2)の契約超過麦及び産地滞留麦の保管予定倉庫は、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の規定に基づき国土交通大臣の行う登録を受けている者が保有する倉庫、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条の規定に基づき保管を行う者が保有する倉庫又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2の規定に基づき保管を行う者が保有する倉庫とする。ただし、麦・大豆保管施設整備事業（令和2年度補正予算、令和3年度補正予算）、国産小麦供給円滑化事業のうち国産小麦安定供給強化対策（令和4年度一般予備費）、産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（麦・大豆）のうち麦・大豆ストックセンター整備対策（令和4年度補正予算、令和5年度補正予算）で国から支援を受けて整備した倉庫は対象外とする。

第3 事業実施主体

- 1 第4の(1)の事業の事業実施主体は、生産者団体等（生産者の組織する団体及び集荷業者の組織する団体をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
 - (2) 事業実施及び会計手続を適正に行い得る能力を有していること。
- 2 第4の(2)の事業の事業実施主体は、実需者等であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
 - (2) 事業実施及び会計手続を適正に行い得る能力を有していること。

第4 事業の内容

本事業の内容は次のとおりとする。

(1) 生産者団体等による麦の供給円滑化のための取組

事業実施主体は、麦の供給円滑化を図るため、契約超過麦の数量を上限として、保有する契約超過麦の在庫について、次に掲げる事業を行うものとする。なお、事業実施主体が全国団体の場合は、ウに係る経費について、複数の都道府県分をまとめて申請することができる。

ア 保有する契約超過麦が保管されていることの確認

イ 当該契約超過麦の入出庫の確認

ウ 当該契約超過麦に係る保管等に要した経費の算定・申請

(2) 実需者等による麦の供給円滑化・産地収容力確保のための取組

事業実施主体は、麦の供給円滑化・産地収容力確保を図るため、契約超過麦及び産地滞留麦の購入数量を上限として、次に掲げる事業を行うものとする。なお、事業実施主体が全国団体の場合は、ウに係る経費について複数の都道府県分をまとめて申請することができる。

ア 保有する契約超過麦及び産地滞留麦が保管されていることの確認

イ 当該契約超過麦及び産地滞留麦の入出庫の確認

ウ 当該契約超過麦及び産地滞留麦に係る保管等に要した経費の算定・申請

第5 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。

第6 補助率

本事業の補助率は、別表2に掲げるとおりとする。

第7 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和7年3月31日までとする。ただし、事業実施主体において費用負担が大きく緊急性が高いことから、令和7年1月1日に遡って当該日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第8 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び承認手続

事業実施主体は、交付等要綱第5第1項の規定に基づき、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）の承認を受けるものとする。なお、その際、事業実施主体は別記様式第2号の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを添付するものとする。ただし、別に定める本事業の公募要領により選定された補助金交付候補者の選定時の事業実施計画については、農産局長の承認を受けたものとみなし、また、交付等要綱第13の規定に基づく事業実施計画の変更、中止又は廃止の承認申請については、交付等要綱別記様式第3号の「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第5第2項の農産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 事業の追加、中止又は廃止

- (3) 総事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 総事業費又は国庫補助金の30%を超える減

第9 事業の実施

第4の(1)及び第4の(2)の事業については、第8の1で承認を受けた事業実施計画に基づき、事業を実施する。

第10 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業終了後、別記様式第3号による実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の6月30日までに農産局長に報告するものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和7年1月15日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表 1

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	保管料	本事業を実施するために必要な契約超過麦及び産地滞留麦の保管に係る経費	・第4の(1)の事業の対象となる麦は生産者団体等が各経費を負担しているものであること。 ・第4の(2)の事業の対象となる麦は実需者等が各経費を負担しているものであること。 ・産地滞留麦においては、保管料及びくん蒸費は消費地倉庫における経費に、運搬費及び荷役料は消費地倉庫への運搬に係る経費に限る。なお、消費地倉庫とは、県間流通麦においては産地の道府県以外に所在する倉庫を、県内流通麦においては当該産地道府県の実需者の自社倉庫をいう。
	運搬費	本事業を実施するために必要な産地から倉庫への運搬に係る経費	
	荷役料	本事業を実施するために必要な産地から倉庫への運搬に係る荷役経費	
	くん蒸費	本事業を実施するために必要な保管時のくん蒸に係る経費	

予算を超える申請があった場合は、申請数量に応じて案分を行うものとする。

第4の(1)の事業を優先的に採択し、その残余の分について第4の(2)の契約超過麦に係る事業を優先的に採択する。

別表 2

	補助対象経費	補助単価・補助率
1 生産者団体等による麦の供給円滑化のための取組	(1) 麦の倉庫での保管料 (2) 産地から倉庫への運搬費 (3) 産地から倉庫への運搬に係る荷役料 (4) 保管時のくん蒸費	(1) : 定額 (1/2 相当) (保管料(3期制/月) : 107 円 (1期) / トン、 (2期制/月) : 160 円(1期) / トン) (2) ~ (4) : 1/2 以内

2 実需者等による麦の供給円滑化・産地収容力確保のための取組	(1) 麦の倉庫での保管料 (2) 産地から実需者等の倉庫への運搬費 (3) 産地から倉庫への運搬に係る荷役料 (4) 保管時のくん蒸費	(1) : 定額 (1/2 相当) (保管料 (3 期制 / 月) : 107 円 (1 期) / トン、 (2 期制 / 月) : 160 円 (1 期) / トン) (2) ~ (4) : 1/2 以内
--------------------------------	---	---

補助単価・補助率欄の保管料については、3 期制の場合は 1 日から 10 日まで、11 日から 20 日まで、21 日から月末までをそれぞれ 1 期とし、2 期制の場合は 1 日から 15 日まで、16 日から月末までをそれぞれ 1 期とする。

別記様式第1号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和○年度麦類供給円滑化推進事業実施計画の（変更）承認申請について

令和○年度において、下記のとおり麦類供給円滑化推進事業を実施したいので、麦類供給円滑化推進事業実施要領（令和4年12月6日付け4農産第3158号農林水産省農産局長通知）第8の1の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「麦類供給円滑化推進事業実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

事業の内容	事業費	負担区分		備考
		国費 補助金	その他 ()	
	円	円	円	
1 生産者団体等による麦の供給円滑化のための取組 (1) 麦の倉庫での保管料 (2) 産地から倉庫への運搬費 (3) 産地から倉庫への運搬に係る荷役料 (4) 保管時のくん蒸費				
2 実需者等による麦の供給円滑化・産地収容力確保のための取組 (1) 麦の倉庫での保管料				

(2) 産地から実需者等の倉庫への運搬費				
(3) 産地から倉庫への運搬に係る荷役料				
(4) 保管時のくん蒸費				
3 合計				

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

注：本事業に係る公募要領に基づき提出済みの資料から変更がないときは、「〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。

別記様式第1号 別添1

麦類供給円滑化推進事業実施計画書

(保管・販売計画、加工・販売計画)

注：対象とならない事業については、削除して作成すること。

1 - 1 保管・販売に関する事業実施計画概要（第4の（1）の事業）

（1）本事業の対象となる麦

1 二条大麦 ()	2 六条大麦 ()
3 はだか麦 ()	4 小麦 ()

注：本事業の対象となる種類を選び、円で囲むこと。

また、全国団体にあっては、括弧内に都道府県数を記載すること。

（2）本事業により取り組む事業内容

ア 事業内容の件数	
① 麦の倉庫での保管に係る事業	件
② 産地から倉庫への運搬に係る事業	件
③ 産地から倉庫への運搬に係る荷役に係る事業	件
④ 保管時のくん蒸に係る事業	件
イ 本事業により実施する取組	
全国団体にあっては、種類別（二条大麦、六条大麦、はだか麦及び小麦）に各都道府県の取組をまとめて記載すること。別途、各都道府県の取組をまとめた一覧表を添付すること。 （例） <二条大麦> ① 麦の倉庫での保管に係る事業 ・実施業者 ○○者 ・取扱量 ○○○kg ・保管期間 ○○ヶ月 ② 産地から倉庫への運搬に係る事業 ・実施業者 ○○者 ・実施回数 ○○回 ③ 産地から倉庫への運搬に係る荷役に係る事業 ・実施業者 ○○者 ・実施回数 ○○回 ④ 保管時のくん蒸に係る事業 ・実施業者 ○○者 ・実施回数 ○○回	

ウ	麦の早期引取のための取組 全国団体にあつては、各都道府県の取組を要約して記載すること。別途、各都道府県の取組をまとめた一覧表を添付すること。 (例) 1 当該事業に係る説明会の開催 2 麦の早期引取のため、〇〇の実需者との意見交換の実施 3 …
エ	麦の利用拡大のための取組 全国団体にあつては、各都道府県の取組を要約して記載すること。別途、各都道府県の取組をまとめた一覧表を添付すること。 (例) 1 麦の利用拡大のため、〇〇の実需者との意見交換の実施 2 麦の利用拡大のため、□□県等と連携して、新商品の開発 3 開発した試作品をPRするためのパンフレットを作成 4 …
オ	令和7年産麦以降の安定供給体制の構築のための取組 全国団体にあつては、各都道府県の取組を要約して記載すること。別途、各都道府県の取組をまとめた一覧表を添付すること。 (例) 1 余剰傾向にある〇〇麦について安定供給体制を構築するため、□□□と△△△等に対し、説明会・意見交換を実施 2 余剰傾向にある〇〇麦について、×××麦に作付転換を実施 3 余剰傾向にある〇〇麦について、□□□に作付転換を実施 4 …

注：取組内容について、具体的な数値を用いて簡単に記載すること。

1 - 2 事業別内訳

(1) 生産者団体等による麦の供給円滑化のための取組

ア 麦の倉庫での保管料

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

イ 産地から倉庫への運搬費

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

ウ 産地から倉庫への運搬に係る荷役料

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

エ 保管時のくん蒸費

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

注：各事業の詳細は、別添2に記載すること。

2 - 1 加工・販売に関する事業実施計画概要（第4の（2）の事業）

（1）本事業の対象となる麦

1 二条大麦 ()	2 六条大麦 ()
3 はだか麦 ()	4 小麦 ()

注：本事業の対象となる種類を選び、円で囲むこと。

また、全国団体にあっては、括弧内に都道府県数を記載すること。

（2）本事業により取り組む事業内容

ア 事業内容の件数	
① 麦の倉庫での保管に係る事業	件
② 産地から実需者等の倉庫への運搬に係る事業	件
③ 産地から倉庫への運搬に係る荷役に係る事業	件
④ 保管時のくん蒸に係る事業	件
イ 本事業により実施する取組	
全国団体にあっては、種類別（二条大麦、六条大麦、はだか麦及び小麦）に都道府県の取組をまとめて記載すること。別途、都道府県ごとの取組をまとめた一覧表を添付すること。 （例） <二条大麦> ① 麦の倉庫での保管に係る事業 ・実施業者 ○○者 ・取扱量 ○○○kg ・保管期間 ○○ヶ月 ② 産地から倉庫への運搬に係る事業 ・実施業者 ○○者 ・実施回数 ○○回 ③ 産地から倉庫への運搬に係る荷役に係る事業 ・実施業者 ○○者 ・実施回数 ○○回 ④ 保管時のくん蒸に係る事業 ・実施業者 ○○者 ・実施回数 ○○回	
ウ 食品関連企業等と連携した加工・販売のための取組	

全国団体にあつては、都道府県の取組をまとめて記載すること。別途、都道府県ごとの取組をまとめた一覧表を添付すること。

(例)

- 1 麦の早期引取に係る食品関連企業等との意見交換の実施
- 2 麦の利用拡大のための食品関連企業等との意見交換の実施
- 3 麦の利用拡大のため食品関連企業等と連携した、新商品の開発を実施
- 4 開発した試作品をPRするためのパンフレットを作成
- 5 開発した試作品に係る商談会の開催
- 6…

2 - 2 事業別内訳

(1) 実需者等による麦の供給円滑化のための取組

ア 麦の倉庫での保管料

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

イ 産地から実需者等の倉庫への運搬費

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

ウ 産地から倉庫への運搬に係る荷役料

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

エ 保管時のくん蒸費

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他 ()	
	円	円	円	

計				

注：事業の詳細は、別添２に記載すること。

麦類供給円滑化推進事業に係る経費算出票

1 保管料の補助対象数量の算出

産地	麦種	品種名	契約数量 ①	集荷数量 ②	一定の幅 ③	契約限度 数量 ④=①*③	一定の幅 超過数量 ⑤=②-④	備考
合計								

注1：集荷数量については、現物取引分を除く。実需者等は、契約数量の欄に播種前締結契約数量を、集荷数量の欄に播種前締結契約及び追加契約に基づき実需者等に引き渡される民間流通麦の総数量（現物取引分を除く）をそれぞれ記入すること。

注2：契約超過麦については、一定の幅超過数量(⑤)を補助対象数量とする。また、一定の幅の数量を超過していない銘柄については記載しない。

注3：必要に応じ備考欄に、生産者団体等においては、産地、麦種、品種名ごとに販売先名及び販売数量を、実需者等においては、産地、麦種、品種ごとに購入元名及び購入数量をそれぞれ記入すること。

注4：必要に応じ、契約数量、追加契約数量、集荷数量を証明できる書類の写しを添付すること。

注5：必要に応じ、行を挿入し記入すること。

2 期別保管料補助額の算出

		対象数量 ①	保管料補助単価 ②(一律単価)	期別保管料補助額 ③=①÷1,000×②	備考
月	上期	(キログラム)	(円/トン)	(円/トン)	
	中期				
	下期				
	月計				
月	上期				
	中期				
	下期				
	月計				
合計					

注1：2期制の保管料に係る補助額を算出する場合は、各月行の中期の欄を削除し作成すること。
なお、2期制及び3期制の2種類の表を作成した場合には、それぞれの対象数量、期別保管料補助額の合計を合わせた値を欄外に記載すること。

注2：対象数量①については、1の⑤の数量のうち、要領第2の(3)の倉庫で保管する麦の数量を記入すること。

注3：必要に応じ、売り手の発行する「出荷年月日」又は「引取日」がわかる荷私指図書等の写しを添付すること。

注4：必要に応じ、備考欄に該当する保管料請求書番号等を記入すること。

注5：必要に応じ行を挿入し記入すること。

3 運搬経費補助額の算出

産地品種	対象数量 ①	単価 ②	補助額 ③=①÷1,000×②×1/2	備考
	(キログラム)	(円/トン)	(円)	
合計				

注1：複数の単価がある場合は欄を増やすこと。

注2：運搬経費、単価がわかる請求書番号等を添付すること。

注3：必要に応じ、備考欄に該当する運搬経費請求書番号等を記入すること。

注4：必要に応じ、行を挿入し記入すること。

4 荷役経費補助額の算出

産地品種	対象数量 ①	単価 ②	補助額 ③=①÷1,000×②×1/2	備考
	(キログラム)	(円/トン)	(円)	
合計				

注1：複数の単価がある場合は欄を増やすこと。

注2：荷役経費、単価がわかる請求書番号等を添付すること。

注3：必要に応じ、備考欄に該当する荷役経費請求書番号等を記入すること。

注4：必要に応じ、行を挿入し記入すること。

5 くん蒸経費補助額の算出

産地品種	対象数量 ①	単価 ②	補助額 ③=①÷1,000×②×1/2	備考
	(キログラム)	(円/トン)	(円)	
合計				

注1：複数の単価がある場合は欄を増やすこと。

注2：くん蒸経費、単価がわかる請求書番号等を添付すること。

注3：必要に応じ、備考欄に該当するくん蒸経費請求書番号等を記入すること。

注4：必要に応じ、行を挿入し記入すること。

(注)産地滞留麦については、主産地の倉庫から消費地倉庫に搬出した数量を補助対象数量とする。なお、産地滞留麦に係る経費算出表は別葉とし、「1 保管料の補助対象数量の算出」表について、一定の幅超過数量(⑤)の欄に補助対象数量を、備考欄に当該滞留麦の生産年(○年産)を記載する。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

- ・ 環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、各種補助事業等において持続可能な食料システムの構築に向けた、環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。
 - ・ 以下に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックしてください。

	(1)適正な施肥及び防除	チェック欄
①	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	

	(2)エネルギーの節減	チェック欄
②	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
③	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	
④	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	

	(3)悪臭及び害虫の発生防止	チェック欄
⑤	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	

	(4)廃棄物の発生抑制	チェック欄
⑥	食品ロスの削減に努める	
⑦	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
⑧	資源の再利用を検討	

	(5)環境関係法令の遵守等	チェック欄
⑨	みどりの食料システム戦略の理解	
⑩	関係法令の遵守※	
⑪	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	
⑫	機械等の適切な整備と管理に努める	
⑬	正しい知識に基づく作業安全に努める	

※関係法令の遵守については、以下の環境関係法令等を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥及び防除

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）

(2) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

(3) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

(4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

(5) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

別記様式第 3 号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

麦類供給円滑化推進事業の実施状況報告について（令和○年度）

麦類供給円滑化推進事業実施要領（令和 4 年12月 6 日付け 4 農産第3158号農林水産省農産局長通知）第10の規定に基づき、下記のとおり報告する。

（注）別記様式第 1 号別添 2 を準用した経費算出表を別添として添付すること。